

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前								
<p>(標識の掲示) 第十四条 事業者は、次の表の上欄に掲げる装置又は機器については、その区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を明記した標識を当該装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1018 232 1058 651">装置又は機器</th><th data-bbox="1018 651 1058 1115">掲示事項</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="545 232 978 651">(略) 放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)</td><td data-bbox="545 651 978 1115">(略)</td></tr></tbody></table>	装置又は機器	掲示事項	(略) 放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)	(略)	<p>(標識の掲示) 第十四条 事業者は、次の表の上欄に掲げる装置又は機器については、その区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を明記した標識を当該装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1018 1155 1058 1574">装置又は機器</th><th data-bbox="1018 1574 1058 2036">掲示事項</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="545 1155 978 1574">(略) 放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)</td><td data-bbox="545 1574 978 2036">(略)</td></tr></tbody></table>	装置又は機器	掲示事項	(略) 放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)	(略)
装置又は機器	掲示事項								
(略) 放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)	(略)								
装置又は機器	掲示事項								
(略) 放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)	(略)								
<p>(エックス線作業主任者免許) 第四十八条 エックス線作業主任者免許は、エックス線作業主任者免許試験に合格した者のほか次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 一・二 (略) 三 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免許の交付を受けた者</p>	<p>(エックス線作業主任者免許) 第四十八条 エックス線作業主任者免許は、エックス線作業主任者免許試験に合格した者のほか次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。 一・二 (略) 三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免許の交付を受けた者</p>								

(エックス線作業主任者免許試験の試験科目の免除)

第五十一条 都道府県労働局長は、次の各号に掲げる者に対し、エックス線作業主任者免許試験の試験科目のうち、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除することができる。

- 一 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免許の交付を受けた者 前条第二号及び第三号に掲げる試験科目

二 (略)

(ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許)

第五十二条の四 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者のほか、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一・二 (略)

- 三 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免許又は第二種放射線取扱主任者免許の交付を受けた者

(エックス線作業主任者免許試験の試験科目の免除)

第五十一条 都道府県労働局長は、次の各号に掲げる者に対し、エックス線作業主任者免許試験の試験科目のうち、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除することができる。

- 一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第一項の第二種放射線取扱主任者免許の交付を受けた者 前条第二号及び第三号に掲げる試験科目

二 (略)

(ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許)

第五十二条の四 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者のほか、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一・二 (略)

- 三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免許又は第二種放射線取扱主任者免許の交付を受けた者